

【件名】

デリー準州における制限措置の見直し

【本文】

1 26日、デリー準州政府は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた制限措置について、感染者数及び陽性率の改善を受けた見直し措置を発表しました。新たな措置は、7月5日午前5時まで適用されます。

2 学校、集会、スポーツ施設、映画館、遊園地、宴会場（ただし、結婚式を除く）等は引き続き閉鎖／禁止されます。また、これまで許可されていた活動からの変更点及び新たに許可される活動は次のとおりです。

- ・ジム及びヨガ施設（定員の50%まで。ただし、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保、手洗い、消毒液の使用等のコロナ対策措置がとられること。）
- ・結婚式（自宅などで行われる場合は20名まで、宴会場などで行われる場合は50名まで。※先週までは許可された場所において20名まで）

3 デリー準州においては、制限措置の緩和が進んでいますので、今後の最新情報については、以下のデリー準州政府災害対策局ホームページにて御確認ください。

[http://ddma.delhigovt.nic.in/wps/wcm/connect/doi\\_t\\_dm/DM/Home/COVID-19/Orders+of+DDMA+on+COVID+19/](http://ddma.delhigovt.nic.in/wps/wcm/connect/doi_t_dm/DM/Home/COVID-19/Orders+of+DDMA+on+COVID+19/)

（なお、一部の機種のスマホ等では上記リンクが正しく表示されないことがありますので、その場合はパソコン等でご確認ください。）

（お問い合わせ先）

在インド日本国大使館

電話:+91-(0)11-4610-4610（代表）

メールアドレス

○領事関連事項 [jpemb-cons@nd.mofa.go.jp](mailto:jpemb-cons@nd.mofa.go.jp)

○配偶者等が外国籍の場合の日本入国査証に関することなど [jpemb-visa@nd.mofa.go.jp](mailto:jpemb-visa@nd.mofa.go.jp)

※現在当館は新型コロナウイルス対策のため、原則としてテレワークで業務を行っています。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>